

異物混入事案について情報公開のガイドライン

1. 異物混入の防止

異物混入防止については、文部科学省「学校給食衛生管理基準」等に基づき、すべての工程においてその徹底を図る。

また、同基準に記載のない配膳中や喫食中の衛生管理にも注意を払うこととする。しかし、現に異物混入があった場合の対応は、以下の通りとする。

2. 異物の定義と区分

食品衛生法上、異物とは人に悪影響を及ぼしうるガラスおよび金属等として扱われているが、ここでは食品衛生上の品質管理を向上していく観点から『生産、貯蔵、流通、販売に至る不適切な取り扱いに伴って、食品中に混入、侵入あるいは迷入した有形外来物』（厚生労働省監修の食品衛生検査指針理化学編）を対象とする。

区 分		具体的な例
危 険	健康被害のおそれが高いもの	金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック片、陶器片、薬品、衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等）など
非危険	健康被害のおそれが低いもの	毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、上記以外のプラスチック片、野菜につく虫など

※ただし、異物の大きさ、量、形状等により個別に判断される。

原則として、原料そのものに由来する物質や変色部分は異物として考えない。

（例）魚の鱗や骨、こげ、たまねぎの皮、米ぬかなど

3. 教育委員会への報告

学校および事業者において、配膳室での受け取り時、検食時、喫食時等に異物を認めた場合（異物の疑いである場合を含む）は速やかに教育委員会に報告するものとする。

4. 異物が確認された場合の公表

（1）危険物の混入の場合（異物による健康危害が発生した場合並びに異物による健康被害は発生していないが、その可能性が高いもの）

当該児童生徒へのケアを行ったうえで

- ・児童生徒、保護者へ説明を行う
- ・すみやかに報道機関へ情報提供を行う

（2）非危険物の混入の場合

①異物の危険性はないが、影響が大きいと判断される場合

- ・児童生徒、保護者へ説明を行う

- ・すみやかに報道機関へ情報提供を行う

②異物の危険性がないもの

- ・当該児童生徒、（状況に応じ）保護者へ説明を行う
- ・年1回を目途に、まとめてホームページで公表する

5. 改善への取り組み

異物混入について、教育委員会が報告を受けた事例はすべて関係者に連絡し、原因究明と対策の改善を行っていく。

特に健康危害が起きた（健康危害のおそれの高いものを含む）事例については、保健所に報告し、保健所の指導・指示に従う。